

採点方法

〔価格審査の採点方法〕

基準価格（年額3,201,000円）に対する提案価格の比率を、以下の通り係数化し、それを価格点の配点（40点）に乗じて得たものを得点とする。

※小数点第1位は四捨五入

基準価格に対する提案価格の比率	価格点の配点（40点）にかける係数	得点
80%以下	1.00	40.0
81%	0.98	39.2
82%	0.96	38.4
～	～	～
98%	0.64	25.6
99%	0.62	24.8
100%	0.60	24.0
100%超	失格	—

〔基本項目審査、基本項目以外の審査の採点方法〕

評価項目ごとに、以下の考え方で、4段階の評価点数をつける。その上で、各評価項目の満点数に以下の評価割合を乗じて得たものを評価点とする。

※小数点第2位は四捨五入

得点の考え方	評価点数（4段階）	評価割合
優れている	3	3 / 3
普通	2	2 / 3
優れているとはいえない（劣っている）	1	1 / 3
要求内容を満たしていない	0	0 / 3

〔総合評価〕

総合評価は、選定・評価委員が審査で採点した点数の平均（小数第2位は四捨五入）により行い、最も高い点数を獲得したものを指定管理者の候補とする。

最低基準点は、各選定・評価委員の価格審査と基本項目審査の平均点が60点以上を満たすこととし、下回る場合は失格とする。

また、最も高い点数を獲得したものが二者以上あった場合はくじ引きにより、指定管理者の候補を決めるものとする。